

スポーツ振興くじ（第745回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第180号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成27年1月8日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎

- 1 スポーツ振興投票の名称
別紙のとおり
- 2 スポーツ振興投票券の発売期間
別紙のとおり
- 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地
 - (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 合致の割合の種類
別紙のとおり
- 5 特定指定試合を実施する期日又は期間
別紙のとおり
- 6 試合当たり投票種類数
別紙のとおり
- 7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名
別紙のとおり
- 8 合致の割合の算式において本センターが定める率
別紙のとおり
- 9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額
別紙のとおり
- 10 その他
発売及び払戻しは全国

・ **スポーツ振興投票の名称**

第745回スポーツ振興くじ

・ **スポーツ振興投票券の発売期間**

平成27年1月17日(土)～同年1月31日(土)

・ **合致の割合の種類**

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) m i n i B I G (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**

平成27年1月31日(土)及び同年2月1日(日)

・ **試合当たり投票種類数**

(1) B I G

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) B I G 1 0 0 0

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) m i n i B I G

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**

(1) B I G

以下の特定対象試合のうち、試合No.①～⑭のサッカーチーム

(2) B I G 1 0 0 0

以下の特定対象試合のうち、試合No.①～⑪のサッカーチーム

(3) m i n i B I G

以下の特定対象試合のうち、試合No.①～⑨のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/31	①	FSVマインツ05 (マイン)	SCパーダーボルン (パダボ)
1/31	②	VfBシュツットガルト (シュツ)	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メンヘ)
1/31	③	シャルケ04 (シ04)	ハノーファー96 (ハノフ)
1/31	④	SCフライブルク (フライ)	アイントラハト・フランクフルト (フラク)
1/31	⑤	ハンブルガーSV (ハンブ)	1. FCケルン (ケルン)
2/1	⑥	バイヤー・レヴァークーゼン (レバク)	ボルシア・ドルトムント (ドルト)
1/31	⑦	ハル・シティ (ハル)	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカ)
2/1	⑧	リヴァプール (リバプ)	ウェストハム・ユナイテッド (ウハム)
2/1	⑨	チェルシー (チェル)	マンチェスター・シティ (マンC)
2/1	⑩	クリスタル・パレス (クリス)	エヴァートン (エバト)
2/1	⑪	ストーク・シティ (ストシ)	クイーンズ・パーク・レンジャーズ (クイン)
2/1	⑫	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)	レスター・シティ (レスタ)
2/1	⑬	サンダーランド (サンダ)	バーンリーFC (バンリ)
2/1	⑭	ウェスト・ブromウィッチ・アルビオン (ウエブ)	トテナム・ホットスパー (トテナ)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) B I G 1 0 0 0

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(3) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、6億円(加算金のあるときにあつては、10億2,015円)

(2) B I G 1 0 0 0

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあつては、4億円)

(3) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあつては、4億円)